

インフルエンザに関する特定感染症予防指針の一部を改正する件について

(概要)

<趣旨>

新型インフルエンザウイルスが出現した際の基本的な対応方針を策定するための報告書が平成16年8月にまとめられ、これを踏まえて以下のように見直しを行うこととする。

<新型インフルエンザ対策の充実>

1 基本的考え方

① 発生状況等に応じて取るべき対応方針を決定及び行動計画の策定を行うこと。

2 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保

① 国及び都道府県等は抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保を行うこと。

3 迅速な情報入手システムの確立

① 都道府県は、インフルエンザの流行時にウイルス分離検査、ウイルス抗原検査等を行い、新型インフルエンザが疑われる場合には、速やかに亜型の確認を行うこと。

4 インフルエンザワクチンの供給のための事前準備

- ① 出現が予測される新型インフルエンザに対応するワクチン株の準備を行うこと。
② ワクチンの生産や供給が安全かつ迅速に行われるための体制の確保を実施すること。
③ 国は、ワクチンの開発支援を行うとともに、薬事法に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮すること。

5 先進国による支援体制の強化

- ① 国立感染症研究所が、情報等の分析を行うとともに、国立国際医療センター、大学等の研究機関と連携し、新型インフルエンザに関する技術的支援を行うこと。
② 新型インフルエンザウイルスの出現し、又は流行する国に対して先進国が共同して支援する体制を確立すること。

【適用期日】平成17年4月1日

○インフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成十一年厚生省告示第二百四十七号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後

第三 医療の提供

一 四 (略)

五 インフルエンザワクチン等の供給

国は、インフルエンザワクチン並びに必要な診断薬及び治療薬について、円滑な生産及び流通が図られるよう努めることが重要である。このため、特に、インフルエンザワクチンについて、毎年度の需要を検討するとともに、インフルエンザワクチンの製造販売業者等と連携しつつ、必要量が円滑に供給できるように努めることが重要である。また、予期せぬ需要の増大が生じた場合には、高危険群に属する者への円滑な接種に配慮しつつ、供給面についての対策を検討することが重要である。

改 正 前

第三 医療の提供

一 四 (略)

五 インフルエンザワクチン等の供給

国は、インフルエンザワクチン並びに必要な診断薬及び治療薬について、円滑な生産及び流通が図られるよう努めることが重要である。このため、特に、インフルエンザワクチンについて、毎年度の需要を検討するとともに、インフルエンザワクチンの製造業者等と連携しつつ、必要量が円滑に供給できるように努めることが重要である。また、予期せぬ需要の増大が生じた場合には、高危険群に属する者への円滑な接種に配慮しつつ、供給面についての対策を検討することが重要である。

第六 新型インフルエンザウイルスの感染拡大阻止へ向けた健康危機管理体制の強化

一 基本的考え方

海外における高病原性鳥インフルエンザウイルスの人への感染事例が発生していることから、新型インフルエンザウイルスの出現の危険性が高まっている。新型インフルエンザの流行に備え、通常のインフルエンザ対策の充実強化が新型インフルエンザ対策の充実強化につながるものと認識する必要がある。国は、このような認識の下に、新型インフルエンザウイルスの出現を想定した調査体制の確立、ワクチン供給体制の整備、医療提供体制の確保及び抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保の着実な実施とともに、発生状況等に応じた対応方針の決定並びに行動計画の策定及びその定期的な見直しを行う。

第六 新型インフルエンザウイルスの感染拡大阻止へ向けた健康危機管理体制の強化

一 基本的考え方

A型インフルエンザウイルスの不連続変異によって引き起こされる新型インフルエンザウイルスによる汎流行に備えた対策は、決して独立の対策が必要なものではなく、通常のインフルエンザ対策の延長線上にあり、基本的には、通常のインフルエンザ対策の充実強化を図ることが、新型インフルエンザ対策の充実強化につながるものである。新型インフルエンザ対策は、このような認識に立ちつつ、新型インフルエンザウイルスの出現を想定した調査体制の確立、ワクチン供給体制の整備等の事前に対応しておくべき施策の着実な実施とともに、実際に新型インフルエンザウイルスが出現した場合の行動計画の策定及びその定期的な見直しが重要である。

二 迅速な情報入手システムの確立

新型インフルエンザウイルスが出現した場合の健康危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型インフルエンザウイルスの出現を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。国は、国内の新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、新型インフルエンザウイルスの出現が予想される地域を視野に入れた国内外の情報収集体制の整備を図ることが重要である。

都道府県等は、毎年のインフルエンザの流行時には、流行株の確認のためにウイルス分離検査、ウイルス抗原検査その他の検査を行い、その結果から新型インフルエンザウイルスの出現が疑われる場合には、直ちに亜型の確認を行う。

三 インフルエンザワクチンの供給のための事前準備

新型インフルエンザが国内において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザウイルスに対応するワクチン株の準備並びに必要なワクチンの生産及び供給が安全かつ迅速に行われるための体制を整備することが重要である。

そのため、インフルエンザワクチンの製造業者は、新型インフルエンザを想定したワクチン開発を行うよう努める必要がある。

国は、ワクチンの製剤化、非臨床試験及び臨床試験について、開発の支援を行うとともに、薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）に基づく承認のための審査を迅速に行わせるよう配慮する。

四 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄又は確保

新型インフルエンザの汎流行時に、抗インフルエンザウイルス薬の供給及び流通を的確に行うため、国及び都道府県等は、医薬品の備蓄又は確保に努める。

五 先進国による支援体制の強化

世界のいずれかの地域において、新型インフルエンザウイルスが出現し、又は流行した場合には、国は、世界保健機関

二 迅速な情報入手システムの確立

新型インフルエンザウイルスが出現した場合の危機管理体制を有効に機能させるためには、まず、新型ウイルスの発生を迅速かつ的確に把握することが不可欠である。国は、現在進んでいる国内の新型インフルエンザウイルスの監視体制を一層強化するとともに、海外において新型インフルエンザウイルスが出現すると予測されている地域も視野に入れた国内外の情報収集体制の確立を図ることが重要である。

三 インフルエンザワクチンの供給のための事前準備

新型インフルエンザが我が国において発生した場合を想定して、出現が予測される新型インフルエンザに対するワクチン株の準備、インフルエンザワクチンの生産や供給が安全かつ迅速に行われるための体制の整備等を着実に実施することが重要である。

四 先進国相互間の支援体制の強化

世界のいずれかの地域において、新型インフルエンザウイルスが出現したり、流行した場合には、当該地域における緊

等との連携の上、感染症に関する早期警戒と対策のためのネットワークである「グローバル感染症警報・対応ネットワーク」を速やかに活用し、情報を収集する。国立感染症研究所は、収集された情報等の分析及び当該地域における緊急的な疫学調査を行うとともに、国立国際医療センター、大学等の研究機関と連携して、出現した新型インフルエンザウイルスの検出方法の開発、有効かつ安全なワクチンの開発等に関する技術的支援を行う。新型インフルエンザウイルスが出現し、又は流行する国に対して先進国が共同して支援する体制を確立することが重要である。

急的な疫学調査、出現した新型インフルエンザウイルスの検出方法の開発、有効かつ安全なワクチンの開発等に関して、流行国に対する先進国相互間の支援体制を確立することが重要である。